

# 海外募集型企画旅行条件書

(クルーズ旅行兼用)

お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第1890号  
一般社団法人 日本旅行業協会 正会員



## 1. 募集型企画旅行の特約

- (1)この旅行は、株式会社日本旅行東北(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット、本旅行条件書、本旅行出发前にあわせた確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。但し、海外発着のものは、当社特定海外旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社特定約款」といいます。)によります。また、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着時に船舶を利用する旅行を除きます。)であって、パンフレット上にその旨記載した旅行については当社のクルーズ船を利用する際に使用する旅行業約款(以下「当社クルーズ旅行約款」といいます。)の募集型企画旅行の部となります。特定約款とクルーズ旅行約款は第15条(お客様の解除権)の取消料部分以外は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の内容で同じとなります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるに、手配し、旅程を管理する手引きを受けます。

## 2. 旅行の申込み

- (1)①当社は、旅行業法で規定された「受託営業所」(以下②を併せて「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また第5項に定めた旅行契約成立前に、お客様があな申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額返戻します。
- |           |
|-----------|
| 申込金(おひとり) |
| 旅行代金の20%  |
- 但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローテーション利用の場合は異なります。
- \*上表内の旅行代金は第1項の「基準旅行代金」をいいます。
- (2)当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社はその承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないとときは、当社はお申し込みはなかったものとして取扱います。
- (3)「旅行申込書」における記載欄の「氏名」を記入される際には、ご旅行に使用されるバスカードに記載されている通りに記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替へ、関係する機関への氏名正訂などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交渉の場合に準じ、第27項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第16項の当社所定の取消料をいただきます。

## 3. ウエイティングの取扱い

- (1)お申し込みの段階、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が「取消券」等を貰ったいたる限り承認した上で、お客様を「ウエイティングのお客様」として登録し、お客様のお申し込みを受けられるよう努力します。これを「ウエイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立しておません。なお、「当社がお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お持ちいただいた期間までに結果としてお申し込みを承諾できなかた場合」は、当社は当該申込金相当額を払戻いたします。
- (2)本項(1)の場合における、ウエイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社からお客様のお申し込みを承諾できる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (3)お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

## 4. 申込条件

- (1)18歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2)①ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることができます。
- ②健康状況での方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要な措置の内容を具体的にお申し出ください。
- ③前項のお申し出を受けた場合、当社は、可能な限り合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要される措置についてお伺い、又は書面でそれをお申し出してくださいことがあります。
- ④当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置を必要とする費用は原則としてお客様の負担となります。
- ⑤お客様がご旅行中に病気、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- ⑥お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件をお受けすることができます。
- ⑦お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- ⑧お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることができます。
- ⑨お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行なった場合は、ご参加をお断りすることができます。
- ⑩お客様が風説を流布し、偏見を用いて、若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社との業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行なった場合は、ご参加をお断りすることができます。
- ⑪旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2)当社は本項(1)の定める契約の成立後やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (3)当社は旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は最終旅行日程表に記載するところによります。

## 5. 行程の成立時期と契約書面のお渡し

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2)当社は本項(1)の定める契約の成立後やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (3)当社は旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は最終旅行日程表に記載するところによります。

(4)当パンフレットの旅行代金未定のコースについては旅行代金確定後、正式に契約の締結をさせていただきます。

(5)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。

①当社は、特約を締結した場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱いは、当該契約責任者の間で行います。

②当社は、契約責任者が構成員に対して現に無い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何時の責任を負うのではありません。

③当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後ににおいては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

6. 適用条件により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への会員の署名をして旅行代金のお支払いを受けることを「申込」といいます。

①通信契約も当社は旅行業約款募集型企画旅行契約の部に準拠します。

②本項でいう「カード利用料」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は仮払債務を履行すべき日をいいます。

③通信契約の申込に際し、会員は、お申し込みをしようとする企画旅行の名称「出発日」「会員番号」「カード有効期間」等を当社にお申し出いただきます。

④通信契約による旅行契約は、当社がお申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。電話によるお申し込みの場合は、お申し込みを当社が受託した時に成立するのとします。また、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行の申込に際し受ける場合があります。

⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。

⑥当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名をして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受ります。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

⑦携帯情報端末ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込を受ける場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信技術の利用による当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用的する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記載されたことを確認します。

⑧会員の通信機器に前7にかかる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用的する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

7. 確定書面(最終旅行日程)

第5項の2の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終旅行日程表)を運送とも旅行開始の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行開始の10日前~7日前にお渡します)努力いたしますが年末年始やゴールデンウイーク等の特定定期出発の1~2週間前では旅行開始の1~2週間前では旅行開始の間際にお渡します。この場合でも旅行開始の前日までにお渡しいたします。ただし、旅行開始前の前日から起算してさかのばって7日前に当る日以降に申込しになれた場合はお発券日までにお渡しいたします。お渡し方法には、郵送を含みます。又、お渡し期日前にあつてもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

8. 旅行代金のお支払い期日

(1)旅行代金は旅行開始の前日から起算して、さかのばって60日目に当たる日以降22日目に当たる日(以下「基準日」といいます。)までにお支払いいただきます。

(2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日前までにお支払いいただきます。

9. 基準旅行代金

「基準旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」に追加代金として表示した金額を加算し、「割引代金として表示した金額」を減額した代金をいいます。この基準旅行代金は、第2項の「申込金」、第16項の「取消料」、第17項の「違約料」、および第25項の「変更代償金」の額の算出の基礎となります。

10. 追加代金と割引代金

①第9項目の「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

②お一人部屋を使用する場合の追加代金

③パンフレット等で当社が「グレードアッププラン等」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金

④「食事なしプラン」等を基本とする場合で「食事つきプラン」等を選択した場合の差額代金

⑤パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金

⑥パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更による運賃差額

⑦その他パンフレット等で「○○○○○追加代金」と称するもの(アーリーチェックイン追加代金や航空会社指定ご希望をお受けする旨)パンフレット等に記載した場合の追加代金

⑧(2)第9項目の「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。)

⑨パンフレット等で当社が「トライパッケージ割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊するごとに設定した1人あたりの割引代金

⑩その他パンフレット等で「△△△△△割引代金」と称するもの

11. ごも代金と幼児代金

ごも代金は、旅行開始当日を基準に満2歳以上12歳未満のお子さまに適用されます。幼児代金は、旅行開始日を基準に満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準となる場合があります。その場合はパンフレットごとにその旨表示します。

12. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金。尚、運賃・料金はコースにより等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります。

(2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭・宿泊場所の間/旅行日程におけるお客様負担と表記してある場合を除きます。)

(3)旅行日程に明示した観光の料金(バス等の料金・ガイド料金・入場料金等)

(4)旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金(旅行日程ごくお客様負担)と表記してある場合を除きます。2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)

(5)旅行日程に明示した食事料金(機内食は除きます。)及び税・サービス料金。

(6)お1人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合お1人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なります。また利用航空会社により別途受託手荷物運搬料金が必要となる場合があります。詳

しくは係員におたずねください。)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

(7)現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)。但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。

(8)添乗員付きコースの添乗員の同行費用

(9)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)(但し、旅行代金に含まれない、別途表示している場合を除きます。)

上記(1)~(9)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しません。

## 13. 旅行代金に含まれないもの

第12項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)

(2)クリーニング・電話料金・ホテルのボーカン・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料

(3)渡航手続係統諸経費(旅券印紙・証料金・査証料・預防接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業者取扱料金等。)

(4)日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等

(5)国際観光旅客税及び日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料等

(6)日本国外の空港税・出国税及びご当地に類する諸税

(7)希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金

(8)お客様が個人的な内申、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う医療費及び諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用

## 14. 旅行代金の変更の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために改めやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由がその因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 15. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために改めやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものとします。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額された金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し旅行代金を増額する場合は旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

(2)当社は本項(1)の定める限り、その減少額(以下「旅行代金の変更額」といいます。)の10%を差し引いています。

(3)第14項に基づく契約内容の変更により、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためのその提供を受けなければならぬ費用に含みます。)の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際その範囲内において旅行代金の額を変更する場合があります。(費用の増加が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋等の他の設備の不足が発生したことによる場合を除きます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる場合をパンフレット等に記載する場合において、旅行契約の成立後、当社の責に帰すべき事由によりよう当該利用人员が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより当該利用人员が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更することになります。

(5)第1本邦出発時又は帰国時に航空機を利用するコース(貸切航空機を利用するコースを除きます。)

(6)お客様は、いつも以下に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込み店の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出だした日を基準とします。

①本邦出発時又は帰国時に航空機を利用するコース(貸切航空機を利用するコースを除きます。)

②旅行開始日の前日から起算してさかのばって、40日目以降31日目にあたる日まで

③旅行開始日の前日から起算してさかのばって、30日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

④旅行開始日の前日から起算してさかのばって、14日目にあたる日以降10日目にあたる日以降2日目に当る日まで

⑤旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日まで

⑥旅行開始日の前日から起算してさかのばって、14日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑦旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑧旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑨旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑩旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑪旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑫旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑬旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑭旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑮旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑯旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑰旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑱旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑲旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

⑳旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉑旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉒旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉓旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉔旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉕旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉖旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉗旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉘旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉙旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉚旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉛旅行開始日の前日から起算してさかのばって、3日目にあたる日以降15日目にあたる日まで

㉜旅行開始日の前日

表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

- ②第15項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたときは。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能とされる可能性に対応して大いに。
- ④当社からお客様に対し、第7項に定める期日までに、最終旅行日程表をお渡しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (4)当社は、本項(1)、(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいたいでいる旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引いたる残額を払戻します(取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます)。また本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいたいでいる旅行代金(又は申込金)の全額を払戻します。
- (5)開始後において、お客様との都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄をみなし、一切の負担をいたしません。
- (6)お客様の責に帰しない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は本項(1)(2)の取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生する取消料、違約料等を差し引いた金額を払戻します。

## 17. 当社の解除権 旅行開始前の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除するこがあります。
  - ①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになつたとき。
  - ②お客様が病気、必要な介助人の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - ④お客様が契約内容に關し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ⑤お客様の人数が各コース記載した最小催行人員に達しなかつたとき。この場合、当社は旅行開始日の前日自ら起算してさかのぼって3日目(第16項(1)の＊1に規定する)一ヶ月前に旅行を開始するものについては33日目にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
  - ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足によって当社があらかじめ明示した旅行条件が成り立たないとき、或はそのおそれがあると認めざりき。
  - ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認めざりき。
  - ⑧上記(7)の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が示されたとき。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しならるべきは、第16項(1)2)に定める取消料が必要となります。
  - ⑨お客様が第4項(7)から(9)に該当することが判明したとき。
- (2)お客様が第8項に定める期日までに旅行代金を支払わなかつたときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対する第16項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。また、本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻します。

## 18. 当社の解除権 旅行開始後の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除するこあります。
  - ①お客様が病気、必要な介助人の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
  - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由により、旅行の継続が不可能となつたとき。
  - ④上記③の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が示され旅行の継続が不可能になつたとき。
  - ⑤お客様が第4項(7)から(9)に該当することが判明したとき。
- (2)当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約關係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、契約を解除したためにその提供を受けられなかつた旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料の他の名目で既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これはお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けけていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

## 19. 旅行代金の払戻し

- 当社は、第15項の規定により旅行代金が減額された場合又は第16、17、18項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除による払戻しにあつては解除の日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第18項(1)において旅行契約が解除されたときには、旅行中止したためその提供を受けなかつた旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用はお客様の負担とします。

## 20. 契約解除後の復路手配

- 当社は、第18項(1)の①又は③の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

## 21. 当社の指示

- お客様は、旅行開始後旅行終了までの間ににおいて団体で行動していただきときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 22. 添乗員

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 23. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつたときに限ります。
- (2)例えは、お客様が次に掲げるような事由により損害を被れても、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
  - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災
  - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程

の変更もしくは旅行の中止

- ④日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれによつて生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤自由行動中の事故
- ⑥食中毒
- ⑦盗難
- ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによつて生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- ⑨その他、当社または手配代行者の関与しない事由
- ⑩当社は、荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があつたときに限り、お客様1人につき15万円を限度(故意又は重大過失がある場合を除く。)とし、以降賠償します。

## 24. 特別補償

- (1)当社は、第23項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問はず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被つた一定の損害について、旅行業界規約特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として1人1日あたり4万円~40万円、通院見舞金として通院日数ごとに2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円)を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行かれないと明示された日については、当該日にお客様が被つた損害については補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」といたしません。
- (2)当社が第23項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を受収して実施される小旅行(オプショナルツアー)のうち、当社が旅行企画実施するものについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
- (4)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のカイタイイング、山岳登攀は、ボブルース、リージョ、ハングライダーライセンスなどの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

## 25. 游休保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除ます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第23項(1)の規定に基づく責任が発生することが明かである場合には、この限りではありません。
- (2)次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア. 行程日程に支障をもたらす天災地変 イ. 戰乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航 不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 キ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ク. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- (3)第16項から第18項間での規定に基づいて旅行契約が解除されたとき当該解除された部分に於ける変更
- (4)パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (5)当社が、次表左欄に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更(旅行代金に15%引き算出した額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行にき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、第9項の「基準旅費代金」になります。)
- (6)当社が、お客様に同意された場合、金額による変更補償金の支払いに替え、同等価値の土産品・サービスの提供をすることがあります。

## <変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0	
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0	
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更前の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1. 0	2. 0	
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0	
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0	
6 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便又は本邦外から本邦内への直行便から乗組便又は経由便への変更	1. 0	2. 0	
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(変更前の宿泊機関の等級又は契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0	2. 0	
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0	
9 前各項目に掲げる変更のうち契約書面のツアーカードにて記載があつた事項の変更	2. 5	5. 0	

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2:確定書面が交付された場合には契約書面に記載した上でこの表を適用します。この場合において契約書面に記載内容と確定書面に記載内容の間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それが変更に起因して取扱います。

注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱います。

注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合に適用しません。

注5:第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であつても、一乗車船等又は一泊につき一件として取扱います。

注6:第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。

注7:現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅行保証の対象とはなりません。

## 26. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより損害を被つたときは、当社はお客様から損害賠償金を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容に異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 27. お客様の交渉

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき11,000円)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券を発行している場合には、別途発券に関わる費用を請求する場合があります)
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があつた時に効力を生ずるものとし、以降、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 28. お客様が提出までに実施する事項

- (1)旅券・査証について(日本国籍以外の方は、自國の領事館、渡航先の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい)。
- (2)査証(ビザ)旅行参加には、パンフレット記載の残存有効期間を満たす旅券が必要です。
- (3)海外危険情報について  
渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より海外危険情報に関する書面をお渡しします。また、外務省「海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp>でもご確認ください。

## 29. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、及び本邦官公署の提供する海外安全情報システム(旅行先の安全情報等)の提供や緊急時ににおいてお客様の安否確認等の連絡のためのシステム)にお客様を登録するため②旅行に係る諸手続きのため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、⑥当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加への意見や感想のお願いのため、⑧アンケートの実施のため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のために利用させていただきます。
- (2)当社は、取得した購買履歴やWEBでの閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の案内及び広告の表示のため利用させていただきます。
- (3)当社は、取得した個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等の案内のために、共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については当社の店頭又はホームページ(<https://www.nto.co.jp/tohoku/>)のプライバシーポリシーでご確認をお願いします。
- (4)当社は、個人情報の取扱いを委託することができます。
- (5)お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。
- (6)一部の印字記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。
- 個人情報保護管理者(お客様相談室長)

- 問い合わせ先窓口: 本社お客様相談室 営業時間: 平日 09:45~17:45 電話: 022-266-0011 FAX: 022-264-3525、e-mail: [sodan\\_tohoku@nto.co.jp](mailto:sodan_tohoku@nto.co.jp)
30. パンフレット表示の旅行開始地までの国内航空券の取扱いについて
- (1)お申し込み・パンフレット掲載の特別運賃を利用した国内航空券のお申し込みは、ツアーオーの申し込みと同時に行っていただきますよう、お願ひ申し上げます。
  - (2)本項(1)の国内航空券の手配に関する契約は当社が承諾したときに成立します。国内航空券の区間について当社が承諾した後は、当該の区間の海外旅行部分を含めて募集型企画旅行契約とし、特別補償、旅程管理、旅程保証の対象とします。
  - (3)お取消:お客様が申し込まれたパンフレット記載の特別料金での国内航空券について予約・確保できません、お客様が該当コースをお取消しする場合は、該当コースに関わる所定の取消料をお支払いただきます。

## 31. その他の

- (1)海外旅行保険・病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払を受けることは大変困難なため、ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。
- (2)お買い物案内/お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内するこありますが、お客様ご自身の責任で購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、ラブリが生むないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税料はあります。ご購入品を必ず手荷物としてお手元に用意いただき、その手続きは、土産店・空港で手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワントン条約は諸法令により国外からの持ち出し及び日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3)マイレージサービス・航空会社のマイレージサービスについての問い合わせ登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。
- (4)事故等の原因による損害を受けた場合、当社は第23項(1)ないし第25項(1)の責任を負いません。
- (5)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載している出発空港(国内線の特別料金設定のあるコースで当社が承諾し国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているものについては、国内線の出発空港)を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- (6)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 32. 募集型企画旅行契約の範囲について

  - この条件に定めない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ:<https://www.nto.co.jp/tohoku/>からもご覧になれます。

## 33. ご旅行条件の基礎

- この旅行条件は2022年4月1日を基準としています。